一般社団法人 日本バーテンダー協会
運営細則

第1章　　総　則

（目的）
第１条　本細則は一般社団法人 日本バーテンダー協会（以下「協会」という）定款に基づく会務の執行と業務の円滑な運営を具体化するための規則を定める事を目的とする。

（組織構成）
第2条　定款第２条２項に基づき、次の９地区に地域統括本部を置く。
北海道統括本部、東北統括本部、関越統括本部、関東統括本部、
中日本統括本部、関西統括本部、中国統括本部、四国統括本部、
九州統括本部
２　地域統括本部は、管轄下の各都道府県に理事会の議決を経て、都道府県本部を設置する事が出来る。
３　都道府県本部（以下「県本部」という）は、管轄下に地域統括本部の承認を経て、支部を設置する事が出来る。
４　第３項については県本部運営組織としての設置報告を会長に提出しなければならない。

第2章　　会員資格及び会員の権利義務

（会員の権利及び義務）
第３条　会員は定款第３条に定める目的を順守する義務と、全ての事業に参加する権利を有する。
（1）会員は協会が主催し、または推薦する研究会、集会その他の行事に参加する事が出来る。
（2）会員は協会が行なう各種の研修を受講し、各種検定試験を受け、協会が認定する資格を取得する事が出来る。
２　正会員は一般社団法人に関する法律上の会員として自覚し、法令及び定款の順守、並びに協会の目的を達するための事業に積極的に参加しなければならない。
３　正会員は、飲食物の調理並びにカクテルの調酒技術に習熟し、バーテンダーとして地域の飲料文化の発展とカクテルの普及に貢献しなければならない。

（入会手続）
第４条　定款第５条及び第６条に基づく会員の入会手続は次の通りとする。
（1）一般会員として入会しようとする者は、一般会員規則を承認して、入会申込書に所定の項目を記入の上、写真を添えて会長に申し込まなければならない。
（2）入会申込書に基づき、一般会員規則に定める入会審査委員会においてその可否を決定し会長が本人に通知する。
（3）前２号により通知を受けた者は、通知を受けた日から７日以内に入会金及び会費を納入しなければならない。
（4）協会が前号の入会金及び会費の納入を確認したときは、会員証及びバッジを本人に交付する。
２　正会員になろうとする者は、協会が別に定める資格認定を受けなければならない。
（1）資格認定申請書に、住民票を添付して会長に申し込み、検定試験委員会においてその可否を決定し会長が本人に通知する。
（2）正会員には正会員証及び正会員バッジを交付する。
３　賛助会員については、理事会においてその可否を決定し、会長が申し込みの法人に通知する。
４　会員は入会申込書に記載された住所、氏名、勤務先等に変更があった時は、速やかに変更の内容を協会総務局に届け出なければならない。

（入会金及び会費）
第５条　定款第７条、経費の負担義務については、入会金及び年会費とする。
また、その額については、他に規定のない限り、理事会の決議を経て、総会に提案しその承認を得るものとする。
2　一般会員は、入会金「2,000 円」、年会費「12,000 円」とし、毎事業年度ごとに納入する。年度途中での入会者は年会費を月割りにて算出する。
3　正会員は、入会金「5,000 円」、年会費「24,000 円」とし、毎事業年度ごとに納入しなければならない。年度途中での入会者は年会費を月割りにて算出する。
但し、正会員については、年会費を月払い「2,000 円」に分割する事が出来るものとする。
4　賛助会員は入会金「10,000 円」、年会費「120,000 円」とし、毎事業年度ごとに納入する。年度途中での入会法人は年会費を月割りにて算出する。
5　名誉会員については、別途定める。

（任意退会）
第6条　定款第８条に定めるとおり、協会を任意に退会しようとする者は、退会届を会長に提出しなければならない。
2　会員が任意に退会をするとき、経費負担義務の不履行がある場合は退会月までの全額を納入しなければならない。

（退会勧告）
第7条　会員が定款第９条の除名に該当するような行為をなした時は、総会に除名決議を諮る前に、当該会員に対し、会長が退会を勧告する事が出来る。

（除名）
第8条　定款第９条により、会員の除名決議を総会に諮る場合は、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
2　定款第９条３項の「除名すべき正当な事由」には次の各号が含まれる。
(1)　役職を詐称したとき。
(2)　理事会の許可なく、本法人の名称及び組織を利用して営利を目的とする行為をなしたとき。
(3)　理事会の許可なく、私的な書面配布またはデジタル配信により、法人の組織活動を乱したとき。

第3章　役員その他の機関

（地域統括本部役員）
第９条　定款第 25 条に定める役員の他、各地域統括本部には次の役員を置くことが出来る。
地域統括本部長　１名
〃　副本部長　４名以内
〃　幹事長　１名
〃　常任幹事　定数
〃　監事　２名以内
2　第１項の、地域統括本部長は、常務理事(業務執行理事)である事とする。
3　第１項の、副本部長及び幹事長並びに常任幹事は代表評議員とするが、いずれも常任幹事定数に含むものとする。　但し、都道府県本部長が兼任する場合を除く。
4　常任幹事の定数算出方法については別途定める。
5　監事は、定款第 25 条に定める役員、及び代表評議員を相互に兼ねる事が出来ない。

（都道府県本部役員）

第 10 条　各都道府県本部（以後県本部と表記）に県本部総会の決議により、次の役員を置く事が出来る。

県本部長　　1 名
副本部長　　2 名以内
幹事長　　1 名
監事　　2 名

2　第 1 項の都道府県本部長は、代表評議員である事とする。

3　各都道府県本部が地域内に設置する各支部には、支部長 1 名と県本部に準じて役員を置く事が出来る。

4　監事は、定款第 25 条に定める役員、代表評議員及び他の役員を相互に兼ねる事が出来ない。

（業務組織）

第１１条　協会には、次の各項に定める局及び委員会を置き、それぞれに定める業務を担当する。

①総務局

各局と連携した情報の集約及び協会の年間行事日程の把握とタイムテーブルの作成。
地域統括本部並びに都道府県本部との事務連絡並びに全国の会員管理。
会議議事録の作成、その他の庶務及び協会事務局の管理。

②財務局

会費の収納、経費の支出、帳簿諸表の管理及び各局、委員会の決算報告確認、協会の収支決算報告書案並びに予算書案の作成、財産の管理その他財務・会計に関する事務処理。

③技術研究局

カクテルを中心とする飲料等の調酒・調理に関する研究とそれに基づく研修会の実施。
バーテンダー技能競技大会の開催、賛助会員各社の商品研究や調酒知識の啓蒙など、会員の技術と資質向上のために必要な研究及び事業の実施。

④渉外事業局

賛助会員各社や友好団体との連絡交渉、並びに共催事業の企画立案。協会主催の行事、研究会等に必要な外部資料の収集と会員への提供、及びイベント会場の選定と交渉。
賛助会員各社の商品情報紹介と普及に関する事業の実施。

⑤国際局

国際バーテンダー協会（I.B.A.）との業務連絡、技術交流、情報交換等で国際交流を深め、世界大会への選手派遣等を通じて、会員の国際感覚増進に寄与する一切の事業。

⑥広報局

報道機関の取材、調査等への協力並びに協会機関紙、オフィシャルサイトによる協会の目的や事業内容に関する広報活動の実施。

⑦検定試験委員会

次に定める認定並びに検定試験の実施と、合格者に対する認定及び資格証書の発行。
各種検定試験に関連する講習会並びに研修会の開催。

1. N.B.A.認定バーテンダー資格試験
2. N.B.A.認定バーテンダー技能検定試験
3. I.B.A.認定インターナショナルバーテンダー資格試験

⑧編集委員会

協会機関紙の編集、発行並びに定款第４条２項に定める出版物等の編集及び刊行。
都道府県本部等、地域の協会運営組織活動報告書の監修。

⑨顕彰委員会

協会の組織活動を通じて、協会並びに業界の発展向上に寄与した会員を顕彰する。
各顕彰項目に沿って、顕彰方針を立案し理事会に提出、申請書類を審査し、顕彰に価する会員を理事会に推薦する。

2　第 1 項の各局及び委員会に、会長の指名により理事の中より局長又は委員長各 1 名を置く。
但し、各局長及び委員長については、他の役職との兼任を妨げない。

3　地域統括本部及び各都道府県本部に第１項第①号から第⑥号と同様の業務を担当する部を設ける事が出来る。県本部が設置する各支部についても、同様とする。
但し、いずれもこれらの部を設置した場合は、書面により協会総務局に報告する。
4　協会の事業計画に沿って新しい局並びに委員会を、理事会の決議により随時設置する事が出来る。
5　局並びに委員会の業務規定を別に定める。

（名誉会員及び顧問・相談役）

第１２条　協会に定款第５条１項４号に定める名誉会員により、顧問及び相談役を置く事が出来る。
会長が業務上必要とした場合において特別顧問を置く事ができる。
名誉会員は、定款第25条２項の役員を退任した者及び学識経験者の中から、顧問、相談役及び特別顧問は名誉会員の中から、いずれも理事会の決議により選任し、総会に報告の上会長が委嘱する。顧問、相談役は７５歳を定年とする。
特別顧問は会長任期中のみの委嘱とする。定年は特にもうけない。

2　各都道府県本部の名誉会員及び顧問、相談役は県本部総会の決議により本部長が委嘱し、書面により総務局に報告しなければならない。
3　各都道府県本部が設置する支部の名誉会員及び顧問、相談役については前項の規定を準用する。

（役員候補者の資格）

第１３条　定款第25条の役員の候補者は、協会に15年以上在籍し、地域統括本部長、都道府県本部長、代表評議員である者、又はこれらの経験者である事とする。
2　地域統括本部の本部長は、全国理事である事。又その役員は本部長の推薦により、理事会の決議により選任する。
3　都道府県本部及び支部の役員は、前項の規定に拘わらず県本部総会又は支部総会において正会員の中から選出する。
4　業界外から選任される役員候補者は、人格、識見に優れ、協会の目的を良く理解し、協会の発展に寄与する事が期待できる者であって、かつ他の理事と特別な利害関係を有しない者の中から、理事会において別に定める定数内で推薦され、総会の決議をもって選出する。

（理事の選任方法）

第１４条　理事は本細則第13条の資格条件を満たし、協会枠の定数及び地域統括本部別に定められた定数に従い、会長並びに地域統括本部から推薦された候補者の中から、理事会が承認した者を総会の決議により選任する。

（代表評議員候補者の選出と職務）

第１５条　定款第２３条代表評議員の選出は、別に定める地域統括本部ごとの定数により推薦された候補者の中から、理事会の承認を経て総会の決議により選任する。
2　地域統括本部ではあらかじめ定められた定数枠にて、会員の中から選挙により代表評議員候補者の選出を行ない総会に提案する。
3　定款第19条の総会に出席できない会員の、議決権の代理行使について、各地域の意見集約と総会提案事項の説明者として代表評議員が任務する事が出来る。但し、委任状に記名される事を条件とする。
4　代表評議員の任期は２年とし再任は妨げない。
5　代表評議員で構成する代表評議委員会は、理事会から諮問のあった事項について協議し、答申しなければならない。

（公認国際審査員及び公認全国審査員）

第１６条　国際競技大会及び全国技能競技大会の審査員を公認国際審査員とし、次世代バーテンダー育成の全国コンペティションの審査員は公認全国審査員とすることを原則とする。
2　公認国際審査員は、会長、副会長、専務理事、常務理事、技術研究局長をもって充てるものとする。
3　公認全国審査員は、地域統括本部の定数に従い理事及び都道府県本部の本部長並びに技術研究部長の中から選任するものとし、会長が任命する。
4　公認国際審査員及び公認全国審査員の任期は２年とし、再任は妨げない。

（役員の選任及び兼任）
第１７条　会長は理事の互選により選任する。
２　会長候補者が複数の場合は、各候補者は理事７名以上の推薦状を添えて理事会に提出し、出席理事の投票による選挙を行なう。　但し、得票数が過半数に達しない場合は上位２名の決選投票により選出する。
３　副会長（２名以上４名以内)、専務理事（１名)、常務理事（９名以内）は、会長が指名し、総会に報告する。
４　会長は他の役員を兼任出来ないものとし、副会長、専務理事、常務理事は他の役員を兼務する事が出来る。
５　県本部長及び代表評議員が定款第２５条の役員に選任されたときは、その役職を解き、当該地域統括本部において新たに県本部長及び代表評議員を選出しなければならない。

（職　務）
第１８条　定款第２７条により、会長は、協会の代表理事として、その業務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の常務を統括する。
４　常務理事は、協会の業務執行理事として、協会の業務を分担執行する。
５　理事は、理事会を構成し、定款及び本細則並びに理事会及び総会の決議に基づき、職務を執行する。
６　監事は、定款第２８条に定める職務上の調査において、理事の職務執行並びに協会の業務及び財産管理に異常を認めた時は、速やかに会長又は理事会に報告しなければならない。

（役員の任期）
第１９条　役員の任期は、定款第２９条の定めによるが、再任された場合でもその任期は３期６年までとする。代表評議員の場合も同様とする。
２　役員及び代表評議員の定年を６５歳とする。
３　役員及び代表評議員がその役職を３期６年務めて退任し、１事業年度を経たときに、当該会員が定年に達してなく、次の１事業年度内に定年に達しない場合は、定められた役員選出の規定に則り役員及び代表評議員に選出する事が出来る。

（役員の解任）
第２０条　役員が次の各号に該当するときは、理事会において出席理事の３分の２以上の決議により定款第３１条の定めにより、当該役員の解任を総会に提案する事が出来る。
(1)　心身の故障のため会務の遂行に支障を来たすと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反及び協会役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員の報酬等）
第２１条　定款第３２条の役員報酬については、会議を除き、長時間に渡る作業を伴う会務に限り、１日１万円を限度に支払う。
２　役員には費用を弁償する事が出来る。
３　第２項に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第４章　　会　議

（会議の種類）
第２２条　定款第１２条に定める会員総会、第２４条に定める代表評議委員会、第３５条に定める理事会の他、会長、副会長、専務理事による三役会議、及び三役会議の構成員と常務理事、各局長、委員長により構成する企画運営会議、並びに各局長、委員長による局長会議を置く。

2　地域統括本部及び都道府県本部にはそれぞれ総会並びに役員会を置く。
3　第１項及び２項の会議は、総会提出議案、協会の目的を達するための事業企画立案、日常会務の執行について協議し決定する事が出来る。
4　会長、専務理事は、必要に応じて役員会を招集する事が出来る。

（議　長）
第２３条　地域統括本部及び都道府県本部、その他定款に定めのない会議における議長の選任については定款第１６条及び第３８条を、また決議については、定款第１８条及び第３９条を、議事録については定款第２２条及び第４２条をそれぞれ準用する。

（資産及び会計）
第２４条　資産及び会計については、定款第４３条から第４７条の規定に従う。

第５章　　顕　彰

（顕彰）
第２５条　別に定める顕彰規定に該当する会員を顕彰する時は、顕彰委員会の推薦により理事会で決議し会長が顕彰する。

第６章　　雑　則

（運営細則の改正）
第２６条　本運営細則の改正は、理事会の決議によるものとし、改正したときは遅滞なく機関紙及び電磁的広報により会員に通知し、かつ直近の会員総会において報告しなければならない。

附　則

1.　この運営細則は、２０１２年　５月２６日から施行する。